

別紙

無期雇用就職者について、事業主都合による解雇以外の理由により離職した場合は、期間により下記の紹介手数料を返還する。

- ・ 1か月未満で退職した場合、コンサルティングフィーの80%を返還。
- ・ 1か月以上3か月未満で退職した場合、コンサルティングフィーの50%を返還。
- ・ 3か月以上6か月未満で退職した場合、コンサルティングフィーの10%を返還。

ユニバースケープ株式会社
代表取締役 土居育男